「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」から政府への要請文

「黒い雨」被爆者裁判・広島高裁判決の上告を断念してください! 広島県・市に上告を求めないでください!

2021年7月25日

内閣総理大臣 菅 義偉 様厚生労働大臣 田村 憲久様

私たちは、チェルノブイリ原発事故被害者への支援と交流に30年にわたって取り組み、2011年の東電福島第一原発重大事故後はフクシマ事故被害者とも連帯して、核被害者の健康と生活を守り、人権と補償を確立することを目指して活動してきました。「もうこれ以上、放射能汚染と核被害を拡大させないでほしい」というのは、世界の核被害者の共通の思いです

広島・長崎の原爆被爆者の方がたの「人間として死ぬことも、人間として生きることも許されなかった」悲惨な体験・苦しみ、そして、被爆者援護と核廃絶を粘り強く訴えてこられた被爆者の運動に学んできたことが私たちの活動の原点にあります。

7月14日、広島高裁は県・市、国による「黒い雨」被爆者裁判の地裁判決に対する控訴を棄却し、原告ら84名全員に被爆者健康手帳の交付などを言い渡しました。「黒い雨に遭った」人を「原爆の放射能により健康障害が生ずることが否定できない事情に置かれていた者」として3号被爆者と認めました。「健康診断特例区域で11疾患にり患していれば手帳交付を受けられる」という402号通達を根拠とせずとも手帳交付されるとの判断を示しました。さらに黒い雨降雨域を大幅に拡大した地裁判決を支持しました。私たちは被爆者の長年にわたる訴えに応える、この画期的な判決を全面的に支持するとともに、国は上告しないように強く求めます。

黒い雨を浴びた被爆者は、その苦しみの中で、長年にわたって国の援護を求めてきました。すでに平均年齢は83歳に達し、係争中に亡くなられた方もおられます。これ以上の苦しみと我慢を押し付けることは許されません。そのような被爆者の切実な訴えに応えるように、広島県・市も援護区域の拡大を求めてきました。

政府は23日、広島県・市に対し上告するように求めたことが報道されています。国は上告を断念し、広島県・市にも上告を求めないでください。強く要請します。

「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西 |

連絡先 mail: <cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>

事務局住所: 〒591-8021 大阪府堺市新金岡町 1-3-15-102 猪又方

ホームページ: http://wakasa-net.sakura.ne.jp/che/